国立大学法人東京医科歯科大学統合教育機構規則

（平成２８年３月２８日
規　則　第　６　４　号）

（総則）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成１６年規程第１号。以下「組織運営規程」という。）第２７条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合教育機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）において、教育に関する大学理念実現のためのガバナンスの強化及びカリキュラムの質管理の強化を通じて、入学者選抜、教養教育、学部教育、大学院教育及び生涯教育までの一貫した全学的な教育方針並びにポリシーに忠実に準拠したカリキュラムの策定を支援し、継続的質改善と長期的な教員の教育能力開発を行うことにより、国際水準を超える教育を展開することを目的として設置する。

（部門等）

第３条　機構に、前条の目的を達成するために、次に掲げる組織を置く。

(1) 事業推進部門
(2) アドミッション部門
(3) 教学ＩＲ部門
(4) イノベーション人材育成部門
(5) 教養教育部門

２　前項第１号から第５号の組織に、部門長を置く。

３　第１項第１号から第５号の組織に、副部門長を置くことができる。

（機構の業務）

第４条　機構は、教育に関する次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 全学的な教育方針の策定に関すること
(2) カリキュラムの質管理に関すること
(3) 入試改革・高大接続に関すること
(4) 本学教員の教育能力開発に関すること
(5) 教学データの収集及び分析に関すること
(6) 教育関係補助金の獲得に関すること
(7) メディア教育に関すること
(8) 臨床スキル教育に関すること
(9) グローバル教育推進に関すること
(10) イノベーション人材育成に関すること
(11) 教養教育に関すること
(12) 政策の提言に関すること
(13) ジョイント・ディグリー・プログラム、グローバルヘルスリーダー養成コースに

関すること
２　前項第９号及び第１３号の業務については、組織運営規程第１４条の５に規定する統合国際機構と連携して行うものとする。

（機構長）
第５条　組織運営規程第１４条の２の２第２項に規定する機構長は、学長が指名する理事をもって充てる。
２　機構長は、機構の管理運営について統括する。

（副機構長）
第６条　機構に、副機構長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
２　副機構長は、機構長の職務を補佐する。
３　副機構長の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、当該副機構長を任命する学長の任期の末日以前までとし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

（教職員）
第７条　機構に、機構長及び副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

（教育戦略会議）
第８条　機構に、教育戦略会議を置く。
２　教育戦略会議は、第４条に掲げる業務を遂行するため、大学の教育に関する構想・戦略、学長から指示のあった事項及び部局から検討依頼のあった事項を審議する。

（教育戦略会議の組織）
第９条　教育戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 機構長
(2) 学長が指名する副学長
(3) 副機構長
(4) 学長が指名する副理事
(5) その他学長が指名する者
２　前項第５号の委員は、学長が委嘱する。

（委員の任期）
第１０条　前条第１項第５号の委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。
２　前条第１項第５号の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
３　前条第１項第５号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長）
第１１条　教育戦略会議に議長を置き、機構長をもって充てる。
２　議長は、教育戦略会議を招集し、これを主宰する。
３　議長に事故があるときは、副機構長がその職務を代行する。

（議事）
第１２条　教育戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
２　教育戦略会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１３条　教育戦略会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（統合教育機構運営委員会）
第１４条　機構に、統合教育機構運営委員会を置く。
２　統合教育機構運営委員会は、第４条に掲げる業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項について審議する。
(1) 教員の採用に関すること。
(2) 予算に関すること。
(3) 第３条第１項各号に定める部門の運営に関するもののうち、特に重要な事項
(4) その他委員長が必要と認めた事項

（構成員）
第１５条　統合教育機構運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
(1) 機構長
(2) 副機構長
(3) 第３条第１項各号に定める部門の長
(4) 統合教育機構事務部長
(5) その他機構長が必要と認めた者
２　前項第５号の委員は、統合教育機構運営委員会の議を経て、機構長が委嘱する。

（委員長）
第１６条　統合教育機構運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。
２　委員長は、統合教育機構運営委員会を招集し、これを主宰する。

（議事）
第１７条　統合教育機構運営委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。
２　統合教育機構運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）
第１８条　統合教育機構運営委員会において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（人事評価委員会）
第１９条　機構にかかる教員個人評価､教員の任期及び業績審査に関する審議を行うため、統合教育機構人事評価委員会を置く。

２　前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）
第２０条　機構に関する事務は、統合教育機構事務部で処理する。

（雑則）
第２１条　この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、教育戦略会議の議を経て、機構長が別に定める。

附　則
１　この規則は、平成２８年３月２８日から施行し、平成２８年３月１日より適用する。
２　この規則施行の際の機構の教職員については、第１４条の規定にかかわらず、学長が選考する。
３　第１５条の規定については、平成２８年３月３１日までの間、「統合教育機構事務部」を「学務部学務企画課」と読み替えることとする。
４　次に掲げる規則等は、平成２８年４月１日に廃止する。
(1) 国立大学法人東京医科歯科大学教育推進協議会規則（平成２０年規則第１３号）
(2) 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学教育システム研究センター規則（平成１６年規則第１４１号）
(3) 国立大学法人東京医科歯科大学医歯学融合教育支援センター規則（平成２２年規則第１２号）
５　この規則の施行後に第９条第２項により委嘱された委員の任期は、第１０条の規定にかかわらず、平成３０年３月３１日までとする。

附　則（令和２年３月３１日規則第３１号）
この規則は、令和２年３月３１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日規則第３９号）
この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年５月３１日規則第７０号）
この規則は、令和３年５月３１日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和４年３月２８日規則第６２号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年８月１日規則第１１９号）
この規則は、令和５年８月１日から施行する。